

平成 29 年度松山港利用促進インセンティブ補助金（荷主向け）交付要綱

（趣旨）

第 1 条 松山港における集荷を促進し、国際定期貨物航路網の維持及び拡充を図ることにより、本県産業の国際化と地域経済の活性化に資するため、予算の範囲内において松山港利用促進インセンティブ補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるところによるものとする。

（定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 国際定期貨物航路 本邦外に船積港又は陸揚港を有する船舶による物品運送のための海上航路で、船舶が同一の寄航港を経て月 2 回以上一定の日程表に従い松山港に寄航するもの（運送途上で別の船舶に物品を積み替える場合を含む。）をいう。
- (2) 荷主 国際海上物品運送法(昭和 32 年法律第 172 号)に基づき発行される船荷証券に、松山港において船積みした運送品にあつては荷送人、陸揚げした運送品にあつては荷受人として記載されている者をいう。ただし、当該荷主とは別に実質的な荷送人又は荷受人がいる場合は、当該荷主からの書面による申出により、実質的な荷送人又は荷受人を荷主とみなすことができる。
- (3) コンテナ貨物 松山港で陸揚げ又は船積みした貨物用コンテナに積載された運送品をいう。なお、コンテナ貨物の数量は、長さ 20 フィートのコンテナ 1 個分（以下「TEU」という。）を 1 単位とする。
- (4) 小口混載貨物 小口混載サービス（コンテナ 1 個分に満たない少量の貨物を、他の荷主の貨物と同一のコンテナに混載して運送するサービスをいう。以下同じ。）を利用して、松山港で陸揚げ又は船積みした運送品をいう。なお、小口混載貨物の数量は、容積 1 立方メートル又は重量 1 トンを 1 単位とし、いずれか大きい方を採用する。
- (5) リーフターコンテナ 断熱材を使ったコンテナの端壁部分に冷凍・冷蔵機を内蔵し、貨物の温度を一定に保つことが出来る貨物用コンテナをいう。
- (6) 船社代理店 国際定期貨物航路を運航する船社と代理店契約等を締結し、松山港において、船社に代わり、国際定期貨物航路に就航する船舶の入出港手続きや各種サービスの手配、貨物の集荷、荷主への荷渡し等を行う事業者をいう。

（補助対象期間）

第 3 条 この補助金の対象となる期間は、平成 29 年 3 月 1 日から平成 30 年 2 月 28 日までとする。

（補助対象事業）

第 4 条 補助対象事業は、補助対象期間内に国際定期貨物航路を利用して、コンテナ貨物又は小口混載貨物（ただし、いずれの貨物も本邦外の港で積み替えされないものに限る。以下、当該貨物を「補助対象コンテナ貨物」又は「補助対象小口混載貨物」という。）を松山港で陸揚げ又は船積みする事業とする。

(補助対象者)

第5条 補助対象者は、荷主補助事業を行った荷主のうち、次の各号に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 日本国内に事業所を有し、継続的に事業活動を行う者。
- (2) 次の各号のいずれかに該当する者。

ア 補助対象期間のうち平成29年4月1日から同12月31日までの期間の補助対象コンテナ貨物数量を、前年度（平成28年4月1日から平成29年3月31日までの期間をいう。以下同じ。）同期間の補助対象コンテナ貨物数量又は前年度の補助対象コンテナ貨物数量の12分の9の値（小数点以下は切り上げるものとする。）と比較し、1割又は10TEUのいずれか以上増加させた者。ただし、前年度において補助対象コンテナ貨物を松山港で陸揚げ又は船積みしていないときは、前々年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日までの期間をいう。以下同じ。）を比較の対象とする。

イ 平成27年3月1日から平成29年2月28日までの期間に、コンテナ貨物を松山港で陸揚げ又は船積みしていない者。

ウ 上記イに該当しない場合であっても、リーファーコンテナに対する補助を希望する場合、平成27年3月1日から平成28年2月29日までの期間及び平成28年3月1日から平成29年2月28日までの期間に、松山港で陸揚げ又は船積みしたリーファーコンテナのコンテナ貨物数量が各期間において10TEU以下である者。

エ 平成27年3月1日から平成29年2月28日までの期間に、小口混載貨物を松山港で陸揚げ又は船積みしていない者。

(補助金の額及び補助の上限)

第6条 荷主補助事業 補助金の額及び補助の上限は、別表第1のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、別表第1の区分の欄に応じ、平成29年度松山港利用促進インセンティブ補助金（荷主向け）交付申請書（様式第1号-1又は様式第1号-2）に会長が必要と認める書類を添えて、平成30年2月28日までに会長に提出しなければならない。ただし、申請は、補助対象者1者につき、別表第1の区分の欄のいずれか一方のみとする。

- 2 会長は、前項による申請書を受理したときは、すみやかに申請書の内容が適当かどうかについて、船社代理店に確認を求めることとする。
- 3 前項による確認を求められた船社代理店は、申請書の内容が適当か確認を行い、会長に確認書を提出するものとする。
- 4 会長は、前項に規定する確認について、船社代理店により行うことが困難であると判断する場合は、必要に応じて、申請者に対し直接申請内容の確認を行うものとする。

(補助金の交付決定及び額の確定)

第8条 会長は、申請書の内容を審査し、適当と認めたときは補助金の交付を決定するとともに、補助金の額を確定し、その旨を申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第9条 前条の規定による通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付を受けようとするときは、平成29年度松山港利用促進インセンティブ補助金（荷主向け）請求書（様式第2号）を会長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第10条 会長は、前条の規定による請求書を受理したときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、補助金を交付するものとする。

(目的外使用の禁止)

第11条 補助事業者は、補助金を他の目的に使用してはならない。

(指導監督)

第12条 会長は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の実施に関して必要と認めるときは、補助事業者に対して、補助事業の内容、経理状況等について説明を求め、帳簿書類等进行检查し、又は必要な指示を行うことができる。

(交付決定の取消等)

第13条 会長は、補助事業者が次の号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、又は変更することがある。この場合において、既に補助金が交付されているときは、会長は、その全部又は一部の返還を命じるものとする。

- (1) この要綱及び補助金交付の条件に違反したとき
- (2) この要綱により会長に提出した書類に偽りの記載があったとき
- (3) その他補助事業の執行について不正の行為があったとき

(補助金に係る経理)

第14条 補助事業者は、補助金に係る経理について、他の経理と明確に区別した帳簿を備え、その収支を明らかにしなければならない。

2 補助事業者は、前項に規定する帳簿及び補助金に係る証拠書類を補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

別表第1 (第6条第1号関係)

区分		対象者	補助金の額	補助の上限
荷主補助 事業	利用拡大	第5条第2号アに 該当する者	平成29年4月1日から同12月31日までの期間の補助対象コンテナ貨物数量と前年度（前年度に松山港を利用していない場合は、前々年度とする。以下この欄において同じ。）同期間の補助対象コンテナ貨物数量又は前年度の補助対象コンテナ貨物数量の12分の9の値（小数点以下は切り上げ）と比較し、増加した補助対象コンテナ貨物（以下「増加貨物」という。）のうち、韓国内の港を船積港又は陸揚港とする国際定期貨物航路（同航路を利用し、韓国以外の国の港で船積み又は陸揚げする場合を含む。以下「韓国航路」という。）を利用した貨物の数量1TEUにつき10,000円	1事業者につき30TEU
			増加貨物のうち、韓国以外の国の港を船積港又は陸揚港とする国際定期貨物航路（以下「その他航路」という。）を利用した貨物の数量1TEUにつき15,000円	
	新規利用 促進	第5条第2号イに 該当する者	補助対象期間に韓国航路を利用した補助対象コンテナ貨物数量1TEUにつき10,000円 なお、当該補助対象コンテナ貨物のうちリーファーコンテナについては、1個につき20,000円を加算する。	1事業者につき30TEU （うちリーファーコンテナについては15TEU）
			補助対象期間にその他航路を利用した補助対象コンテナ貨物数量1TEUにつき15,000円 なお、当該補助対象コンテナ貨物のうちリーファーコンテナについては、1個につき20,000円を加算する。	
		第5条第2号ウに 該当する者	補助対象期間に韓国航路を利用したリーファーコンテナの補助対象コンテナ貨物数量1TEUにつき10,000円 なお、リーファーコンテナ1個につき20,000円を加算する。	1事業者につき15TEU
			補助対象期間にその他航路を利用したリーファーコンテナの補助対象コンテナ貨物数量1TEUにつき15,000円 なお、リーファーコンテナ1個につき20,000円を加算する。	
第5条第2号エに 該当する者	補助対象期間の補助対象小口混載貨物の数量1立方メートル又は1トンにつき2,000円	1事業者につき50立方メートル又は50トン		